

質 問 回 答 書

件 名 東消防署新築工事に係る発注者支援業務

番号	質問事項（原文のまま）	回答
1	様式4「応募企業に関する調書」-【企業の資格】に記載する「称号又は名称」について、技術面の検証を担当する建築士の所属が貴市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている事務所ではない場合、技術面の検証を担当する建築士が所属している本社、又は支社等を記載すれば宜しいでしょうか。	左記の場合、技術面の検証を担当する建築士が所属している本社、又は支社等は様式6「協力企業に関する調書」へ記載すること。
2	協力企業に一部再委託を行う可能性がありますが、再委託先の技術者については様式5の「配置予定技術者調書」の作成は不要で宜しかったでしょうか。	様式集3ページ (5) アに記載のとおり。
3	様式5「配置予定技術者調書」の手持業務の状況・予定（主任技術者のみ）欄について、様式上記載できる枠は2枠とありますが、2件以上ある場合は適宜追加して記載することを想定されていますでしょうか。また、「予定」に含まれる範囲は「契約締結が決まっている業務」という認識で宜しかったでしょうか。「予定」に含まれる範囲について、貴市の想定（範囲と時点）をご教示ください。	2件以上ある場合は記入欄を適宜追加すること。 「予定」とは、業務提案書等の提出期限を確認基準日（時点）とし、令和7年3月31日までの間に主任技術者として配置が決まっている業務。
4	・特記仕様書 p. 5 9 貸与品等（1） 「現時点で貸与可能な資料」と記載ありますが、基本設計図書については「納品後」とあります。現時点では貸与「不可能」で、基本設計者から納品後に貸与「可能」となる、ということでしょうか。その場合は、別添資料1 DB事業スケジュール案に記載がある令和6年（2024）4月が期日になるのでしょうか。	原則はご認識のとおりですが、基本設計内容については、基本設計業務受託者と連携を取る中で共有されるものと想定しています。
5	・評価要領 p. 1 2 評価基準（1） 応募者の最終得点について、「市内加算」の項目がありますが、「市内事業者」と「準市内事業者」の定義についてご教授ください。	原則として、市内業者とは、本市市域内に主たる事務所を有する者をいい、準市内業者とは、本市市域内に主たる事務所を有しないが、営業所等を有する者をいう。
6	・募集要項 p. 5 8 業務提案審査（2） 「ア」において、ヒアリングは「概ね30分」とありますが、「ウ」には「ヒアリングのみ20分程度」と記載があります。具体的な当日のタイムスケジュールについてご教授ください。 「ウ」において、ヒアリングは配置予定者のみ出席できるとありますが、プレゼンテーション動画には、配置予定者以外の出演は可能でしょうか。	ヒアリング前後の準備、説明等で各5分ずつで10分、各委員からのヒアリングで20分で概ね30分としています。プレゼンテーション動画についても配置予定者のみの出演としてください。

7	<p>・特記仕様書 各業務において、期限の設定がありますが、その期限までは、受注者側での作業を実施することが可能と考えてよいでしょうか。提示いただいている期限に先立ち、庁内決裁等のために各種資料（例えば「〇〇〇〇（案）」の提示等）が必要となるのであれば、ご教授ください。 （実質的な期限の確認）</p>	<p>各期限までに必要資料（成果物）の提出をお願いします。ただし、庁内の合意形成等に時間を要すると想定される資料がある場合は、先立って提示することも視野に入れた工程計画をお示しください。</p>
8	<p>・特記仕様書 p. 7 2 技術検討資料の作成 （2）要求水準書の作成を、令和6年4月15日を期限とし、また（3）予定価格・債務負担行為の設定に要する条件整理を、令和6年4月15日を期限とすることが、明記されています。「DB方式事業スケジュール（案）」では、基本設計業務が完了するのが令和6年4月末となっており、基本設計業務完了前に要求水準書と、予定価格等の条件整理を完了することが求められております。これは、基本設計業務期間完了に先立ち、発注者支援業務が開始される令和5年度2月（令和6年2月）には、（2）及び（3）の業務を進めるうえで前提条件となる、基本設計業務成果物が完成しているという理解でよいでしょうか。</p>	<p>基本設計業務受託者での積算を含む設計業務は令和6年3月末までの期限で調整しています。</p>
9	<p>・募集要項 3 プロポーザルの参加資格要件 類似業務にある P F I 事業における発注者支援又はコンストラクションマネージャーを配置して行う建築物整備の事業者選定とありますが 評価要領 P 2 では公共建築部整備の事業者選定 となっておりますが、どちらが正しいでしょうか。</p>	<p>募集要領の記載を正とします。</p>
10	<p>・4 業務実施上の条件 （2）管理技術者、主任技術者及び照査技術者はいずれも兼務していないこと。とありますが、担当者、技術面の検証者は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
11	<p>・様式 5 業務役割欄に「管理技術者、主任技術者、照査技術者、担当技術者、技能面の検証」とありますが、それぞれの担当者を選任して担当者毎に記入するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
12	<p>・様式 5 業務役割欄の「技能面の検証」とは、その担当者の役割を示し、その役割を担う担当者の選任が必要であると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
13	<p>・様式 5、評価要領、2）評価の視点 様式 5 の業務役割欄には「管理技術者、主任技術者、照査技術者、担当技術者、技能面の検証」とありますが、評価要領、2）評価の視点には「管理技術者、主任技術者、照査技術者、担当技術者」が記載されており、「技能面の検証」は記載がありません。「技能面の検証」は評価の対象外と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>担当技術者及び技術面の検証については、評価要領 2）評価基準(1)評価項目及び配点②担当チームの能力としては、評価の対象外です。</p>

14	<p>・評価要領 1 頁、「市内加算とは①+②合計審査得点に元請が市内事業者であれば」とありますが、元請とは当該実績がJV受託であった場合にJVの内の元請で、かつ市内業者であればという意味でしょうか</p>	<p>今回の応募者（単独企業）が市内（準市内）事業者であった場合に市内加算を適用します。</p>
----	---	--

以 上